

# 身分証明書としても便利です

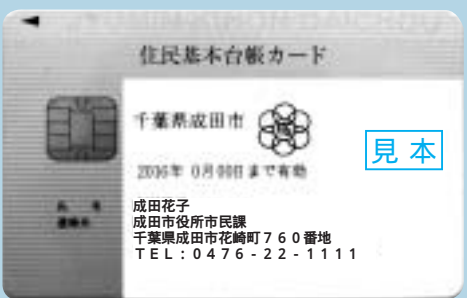
住基カードは  
希望者に交付します

成田市では、希望する市民に住  
民基本台帳カード(住基カード)を  
交付しています。

住基カードは、顔写真が入った  
ものと入らないものの2種類から  
選択でき、顔写真入りのカードは  
身分証明書として活用することも  
可能です。写真は市民課で撮影し



顔写真入り



顔写真なし

ますが、上半身 無帽、正面、無  
背景で6カ月以内に撮影した縦45  
mm×横35mmのものを持参しても構  
いません。

申請の際には  
本人確認にご協力を

申請の際には、申請者本人に窓  
口に来ていただき、運転免許証や  
パスポートなど(官公署が発行した  
写真入りの証明書)で本人確認を行

っています。

これらの証明書をもっていない  
人は、郵便により照会を行います  
ので、即日交付はできません。後  
日、再度窓口に来ていただいたう  
えで交付となります。

また、カード交付時には、本人  
が数字4桁の暗証番号に住基カー  
ドに設定しますので、あらかじめ  
ご用意ください。生年月日など他  
人に分かりやすい番号は避けてく  
ださい。

住基カードの交付手数料は50  
0円で、有効期限はカードを発行  
した日から10年ですが、市外へ転  
出した場合は無効になります。ま  
た、市内での転居の場合は、住所  
の修正を行いますので市民課の窓  
口までお持ちください。

住基カードの交付手続きは、時  
間がかかることもありませんが、こ  
理解とご協力をお願いします。

また、赤坂、遠山市民課分室で  
は手続きができませんのでご注意  
ください。

住基カード  
交付後のサービス

○付記転出入の特例処理

住基カードをもっている人は特  
例の転出(戻付記転出届)を前の市  
町村に郵送で行うことにより、転  
出証明書がなくても新しい市町村  
の窓口へ一回行っただけで転入届付  
記(転入届)ができるようになります。

○公的個人認証サービス

インターネットを通じた行政手  
続きを安全に行うために使用する  
「電子証明書」の交付を受けること  
ができます(手数料500円)。

住民基本台帳ネットワーク  
システムを利用したサービス

○住民票の広域交付

全国どこでも市町村でも本人また  
は同世帯の人の住民票の交付が受  
けられます(ただし、本籍・筆頭者  
氏名は記載されません)。住基カー  
ドまたは運転免許証やパスポート  
などをお持ちください。

成田市では住民票の交付手数料  
は300円になりますが、交付す  
る市町村により異なります。

くわしくは市民課 ☎ 20 152  
(5)へ。

## 社会福祉法人合併公告

平成18年4月1日社会福祉法人成田市社会福祉協議会は、社会福祉法人下総町社会福祉協議会及び社会福祉法人大栄町社会福祉協議会を合併し、その一切の権利義務を承継して存続し、社会福祉法人下総町社会福祉協議会及び社会福祉法人大栄町社会福祉協議会は解散する旨を理事会及び評議会において議決しましたので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から2カ月以内にその旨をお申し出ください。

平成18年1月1日  
千葉県成田市赤坂1丁目3番地1  
社会福祉法人成田市社会福祉協議会  
会長 大嶋 晟

市長と  
市民とのつどい

皆さんの市政に対する生の声を聴き、「市民参加のまちづくり」を進めるために開催している、タウン・ミーティング。

今年度、第4回を開催します。市長と直接、意見交換ができます。ぜひご参加ください。



説明も市長自ら

- 日時 1月27日(金) 午前10時から
- 会場 市役所1階ロビー
- テーマ
- 新生成田のスタート
- 各種事業への取り組み

くわしくは市民支援課市民相談  
室 ☎20 1507へ。

「急ぐほど 正しく  
はつきり 110番」

110番は、警察に連絡するための緊急電話です。

事件、事故に遭ったときや見たときは、ためらわずに110番してください。



また、指名手配被疑者に似た人を見かけたなど、どんなささいな情報でも結構ですので、積極的に

通報するようにお願いします。

「事件かな」と思ったら迷わず110番を  
積極的に通報を

聞き込み捜査にご協力を  
被害に遭ったときは必ず届け出を

オウム真理教特別手配についての情報は ☎0120 0060

24へお寄せください  
110番が早ければ早いほど犯人を捕まえる確率が高くなり、被害の拡大防止にもつながります。

110番センターでは、通報を聞きながら同時にパトカーや交番の警察官に無線で指令しますので、落ち着いてお話しください。

くわしくは成田警察署 ☎27 0110へ。

「障がい」の表記について

市では、「障害」の害の表記について、人の障害に係るものは、ひらがなに置き換え「障がい」としています。

変換を実施しているものは、市役所内案内表示、職員の名札、障がい者福祉課から発送する文書、広報紙、ホームページ、障がい者福祉のしおりなどです。

(例) (旧) (新)  
障害者福祉課 障がい者福祉課

ただし、法律、国・県の要綱で定められている用語については、そのまま漢字を使用しています。

(例) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、県障害者相談センター、障害児福祉手当(国の手当)、知的障害者通所授産施設、障害基礎年金など

広報なりたも、この使い分けに基づいて表記しています。

相談窓口や  
被害給付制度も

犯罪被害者相談窓口

各種犯罪や交通事故で困っている人のために、相談窓口を開設しています。

相談サポートコーナー ☎043 227 9110

女性被害110番 ☎043 23 0110

少年センター(ヤングテレホン) ☎0120 783497

女性相談所 ☎0120 048 224

暴力団相談 ☎043 254 8930

千葉犯罪被害者支援センター

犯罪被害などに遭った人やその家族が、一日も早く平穏な生活を取り戻すための支援を行う民間団体が活動。専門相談員による面接(カウンセリング)、電話相談をはじめ、警察や裁判所への付き添いなども行っています。

電話相談 ☎043 221 3010

受付時間 月、金曜日、祝日・年末年始を除く 午前10時～午後4時

犯罪被害給付制度

通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族または身体に障がいなどを負わされた被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図る制度です。

くわしくは県警察本部犯罪被害者対策室 ☎043 227 9131(または成田警察署警務課 ☎27 0110)へ。

1月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。

なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
1月10日(火)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台)地区	午後10時 }
1月11日(水)	並木町(沢山・日本松)地区	
1月12日(木)	飯田町、宗吾、江弁須地区	午前4時

くわしくは水道部工務課 ☎22-0269へ。